

昭和三十六年二月六日提出  
質問 第五号

一部事務組合の運営に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年二月六日

提出者 森本 靖

衆議院議長 清瀬 一郎 殿

一部事務組合の運営に関する質問主意書

一 一部事務組合(岩村小学校組合)の規約を定めている場合において、規約第十三条の規定に基づき、組合を組織している一方の地方公共団体から一部事務組合を存続する必要がなくなつたので、組合解散の申し入れがあつた場合、申し入れを受けた一方の地方公共団体が諸般のつごう(組合を解散すれば、全児童数二百十人のうち、九十一人となるので、学校は複式学級となり存続できないのみならず、距離的に他校に通学できない。)から解散に応じないため、地方自治法第二百八十八条第一項の規定による解散の協議が不成立の場合、その組合は解散にならないと解するがいかん。

その場合規約第十三条の規定はだ足と考えてよろしいかどうか。

第十三条(組合の解散及び財産の処分方法)  
この組合を解散し、組合の全財産はこれを処分する。各市町の負担金の額に按分してそれぞれの市町に現物をもつて公平に配分する。

二 一部事務組合(岩村小学校組合)を解散する場合において、財産処分を必要とするので、地方自治法第二百八十九条の規定により、関係地方公共団体の協議を必要とするが、一部事務組合の解散及び財産処分の協議ともに不成立の場合、組合を組織する一方の地方公共団体の教育委員会が、一部事務組合(岩村小学校組合)の教育委員会、及び組合を組織する他方の地方公共団体の教育委員会の了解を得ずに、一方的に通学区域を変更して児童を転学させることができるかどうか。

(この場合組合学校の児童数は全児童数二百十人のうち九十一人となるので、複式学級となり、存続不可能となるので組合を組織した意図に反すること。)

三 前記二の方法はきわめて無謀であるが、万一方の地方公共団体の教育委員会が通学区域を変更して、児童を組合学校より他校に転学させた場合において、県教育委員会は組合学校の教員を減らして、他校に配置替えすることは適当かどうか。

不適當であつてかつ、違法、無効と解するがいかん。万一可能とすればその法的根拠いかん。  
また組合学校は依然として解散にならない場合、規約第十二条に規定されている経費の負担義務は双方の地方公共団体において従来通りあると解するがいかん。

岩村小学校組合規約  
第十二条（組合の経費の支弁の方法）  
2 前項の組合の経費は、組合を組織する市町の負担金及びその他の収入をもつてこれに充てる。  
4 3 負担金の額は、各年度の組合の議会の議決を経て定める。  
負担金の額は、各年度の組合の議会の議決を経て定める。

右質問する。